

令和7年度

| 種別 | 事業番号 | 育成指標の主な柱 | | | | | | ステージ | | |
|----|---------|----------|---|---|---|---|---|------|----|-----|
| | | 教員 | | | | | | I | II | III |
| 希望 | 1036212 | A | B | C | D | E | F | I | II | III |
| | | 3 | | | | | | ○ | ○ | ○ |

(公開講座) 授業に役立つ消費者教育研修②
～考えて行動できる消費者を育てるために～ 実施要項

- 1 目的 近年、複雑化・多様化する消費者問題や低年齢化傾向にある消費者被害を防ぐため、学校教育の初期段階に主体的・対話的で深い学びの視点で消費者教育を行う実務者を育成する。
- 2 対象 教職経験1年を経過した小・中・義務教育・高等・中等教育・特別支援学校教員 30名、教育関係者 10名
- 3 期日 8月27日(水)
- 4 会場 千葉県総合教育センター
〒261-0014 千葉市美浜区若葉2-1-3 電話 043(276)1166
- 5 内容 受付 9:00～9:20

(4月9日に主題・講師の一部を変更しました)

| 月 | 日 | 時間 | 主題・内容 | 講師・助言者 | 会場等 |
|---|---------|-----------------|-------------------------|---------------------|------|
| 8 | 27 水 | 9:20～ 9:30 | オリエンテーション | 県消費者センター 職員 | C411 |
| | | 9:30～ 11:30 | <講義> A3 消費者がつくるSDGs | 大学教員 | |
| | | 11:40～ 12:00 | <講義> A3 若者からの消費生活相談 | 県消費者センター 消費生活相談員 | |
| | | 13:20～ 13:40 | <講義> A3 若者からの消費生活相談 | 県消費者センター 消費生活相談員 | |
| | | 13:50～ 15:50 | <講義> A3 偽・誤情報との向き合い方 | 弁護士 | |
| | | 15:50～ 16:10 | <まとめ・連絡> | 県消費者センター 職員 | |

- ※ 本研修は千葉県消費者センターとの共催であり、研修の内容は消費者センターの計画に基づきます。千葉県消費者センターが「学校教育における消費者教育」を支援するため教員及び教育関係者を対象に行う公開講座として実施します。
- ※ 主題及び講師は、変更になる場合があります。
- ※ 研修日の2週間前頃から全国教員研修プラットフォーム Plant (以下、Plant という。) に詳しい実施要項を順次アップロードします。Plant での申込み対象者は、各自で確認してください。また、文書(メール)での申込み対象者には、研修担当

者から所属校にメールで連絡します。

研修内容によって連絡が必要な場合は、前日までに担当者から御連絡します。